

地域別地震係数について

熊本県内における建築基準法施行令第88条第1項の地震係数Zの数值は、以下の通りです。

熊本県の地震係数Zは、0.8か0.9のいずれかになります。

熊本市・八代市・天草市については、詳細は各市にお問い合わせください。

昭和55年建設省告示第1793号(抜粋)

第1 Zの数值

Zは、次の表の左欄に掲げる地方の区分に応じ、同表右欄に掲げる数值とする。

区分	市区町村	地震係数Z
(1)	熊本県該当無し	1.0
(2)	熊本県内の(3)以外のエリア	0.9
(3)	熊本市のうち旧飽託郡(北部町、河内町、飽田町及び天明町)及び旧鹿本郡植木町の区域 八代市(旧八代郡のうち坂本村、千丁町、鏡町、東陽村及び泉村を除く) 荒尾市 水俣市 玉名市 天草市 上天草市 山鹿市 宇土市 宇城市のうち旧宇土郡(三角町及び不知火町)の区域 玉名郡玉東町、南関町、長洲町及び和水町 葦北郡芦北町及び津奈木町 天草郡苓北町	0.8
(4)	熊本県該当無し	0.7

熊本県における地震係数

